

「航空従事者技能証明の限定について」一部改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
空乗第 928 号 昭和 51 年 1 月 5 日 (制定) 国空安政第 2368 号 令和 8 年 2 月 17 日 (最終改正)			空乗第 928 号 昭和 51 年 1 月 5 日 (制定) 国空安政第 433 号 令和 7 年 6 月 11 日 (最終改正)		
航空従事者技能証明の限定について			航空従事者技能証明の限定について		
航空法第 25 条並びに航空法施行規則第 53 条及び第 54 条の規定に基づく技能証明の限定は、下記により行う。			航空法第 25 条並びに航空法施行規則第 53 条及び第 54 条の規定に基づく技能証明の限定は、下記により行う。		
記			記		
1. (略)			1. (略)		
2. 航空機の型式操縦士等の資格に係る型式			2. 航空機の型式操縦士の資格に係る型式		
(1) 操縦士の資格に係る型式			(1) 操縦士の資格に係る型式		
(ア) 飛行機及び飛行船			(ア) 飛行機及び飛行船		
(a) 構造上、その操縦に二人を要する型式 <u>(※1)</u>			(a) 構造上、その操縦に二人を要する型式 <u>(新設)</u>		
限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式	限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
(略)			(略)		
ボーイング式 737 型	ボーイング式 737-200 型 同 737-300 型 同 737-400 型 同 737-500 型 同 737-600 型 同 737-700 型 同 737-800 型 <u>同 737-8 型</u>	B737	ボーイング式 737 型	ボーイング式 737-200 型 同 737-300 型 同 737-400 型 同 737-500 型 同 737-600 型 同 737-700 型 同 737-800 型 <u>(新設)</u>	B737
(略)			(略)		
セスナ式 500/550/560 型 <u>(※2)</u>	セスナ式 500 型 同 550 型 同 560 型	C500/550/560	セスナ式 500/550/560 型 <u>(新設)</u>	セスナ式 500 型 同 550 型 同 560 型	C500/550/560

「航空従事者技能証明の限定について」一部改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前					
(略)			(略)					
<u>エンブラエル式 EMB-550/-545 型</u>			<u>(新設)</u>					
(略)			(略)					
※1 構造上、その操縦に二人を要する航空機の型式として限定された航空機のうち、一定の装置を装備したことにより一人で操縦を行うことができるものについても同型式限定に含むものとする。			※ (新設) 構造上、その操縦に二人を要する航空機の型式として限定された航空機のうち、一定の装置を装備したことにより一人で操縦を行うことができるものについても同型式限定に含むものとする。					
ただし、一人で操縦を行うことのできる装置を装備した航空機を操縦する場合は、所要の訓練を受ける必要がある。			ただし、一人で操縦を行うことのできる装置を装備した航空機を操縦する場合は、所要の訓練を受ける必要がある。					
※2 技能証明書の限定事項に記載された型式が「C500」とされている場合、「限定する型式に該当する航空機の型式」は、セスナ式500型、同501型、同510型、同525型、同525A型、同525C型、同550型、同560型とする。			※ (新設) 技能証明書の限定事項に記載された型式が「C500」とされている場合、「限定する型式に該当する航空機の型式」は、セスナ式500型、同501型、同510型、同525型、同525A型、同525C型、同550型、同560型とする。					
(b) 国土交通大臣が指定する型式								
限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式	限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式			
(略)			(略)					
<u>エンブラエル式 EMB-500型</u>			<u>(新設)</u>					
※1～※3 (略)			※1～※3 (略)					
(イ) 回転翼航空機								
(a) (略)								
(b) 国土交通大臣が指定する型式								
限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式	限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式			
(略)			(略)					
<u>(削除)</u>								
※1 本項のベル式212型は、等級が陸上単発タービン機であるものに限る。								

「航空従事者技能証明の限定について」一部改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式	限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
川崎式BK117型	川崎式BK117型 同BK117A-3型 同BK117A-4型 同BK117B-1型 同BK117B-2型 同BK117C-1型 同BK117C-2型 エアバス・ヘリコプターズ式BK117D2型 同 BK117D3型	BK117	川崎式BK117型 同BK117A-3型 同BK117A-4型 同BK117B-1型 同BK117B-2型 同BK117C-1型 同BK117C-2型 エアバス・ヘリコプターズ式BK117D2型 同 BK117D3型	BK117	
(略)					
※1 本項のベル式212型は、等級が陸上単発タービン機であるものに限る。					
※2 (略)					
(2) (略)					
(3) 航空整備士の資格に係る型式					
(ア) 飛行機及び飛行船					
(a) 一等航空整備士の業務範囲に該当する型式					
限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式	限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
(略)					
ボーイング式737型	ボーイング式737-200型 同 737-300型 同 737-400型 同 737-500型 同 737-600型 同 737-700型 同 737-800型	B737	ボーイング式737型 同 737-300型 同 737-400型 同 737-500型 同 737-600型 同 737-700型 同 737-800型	B737	
(略)					

## 「航空従事者技能証明の限定について」一部改正案 新旧対照表

改正後		
	同 737-8型 (略)	
カナデア式CL- 65型 (※1)	カナデア式CL-600-2B16型 同 CL-600-2B19型 同 CL-600-2C10型	CL-65

(削除)

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
ボンバルディア 式 D H C - 8 型 (※2)	デ・ハビランド式DHC-8-103 型 ボンバルディア式DHC-8-201 型 同 DHC-8-311 型 同 DHC-8-314 型 同 DHC-8-315 型	D H C 8
<u>エンブラエル式 E M B - 550/-545 型</u>	<u>エンブラエル式EMB-550型</u> <u>同 EMB-545型</u>	<u>E550</u>

※1 カナデア式CL-600型での型式限定を取得している者は、カナデア式CL-65型の限定を受けたものとみなす。

※2 (略)

( b ) (略)

### (一) 回轉翼航空機

(a) 一等航空整備士の業務範囲に該当する型式

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
(略)		
富士ベル式 204-B型	ベル式 204-B型 同 204-B-1型	B204

改 正 前		
	(新設)	
カナデア式CL-65型(※1)	カナデア式CL-600-2B16型 同 CL-600-2B19型 同 CL-600-2C10型	CL-65

※1 カナデア式CL-600型での型式限定を取得している者は、カナデア式CL-65型の限定を受けたものとみなす。

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
ボンバルディア 式 D H C - 8 型 (※2)	デ・ハビランド式DHC-8-103 型 ボンバルディア式DHC-8-201 型 同 DHC-8-311 型 同 DHC-8-314 型 同 DHC-8-315 型	D H C 8
	(略)	
<u>(新設)</u>		
	(略)	

(新設)

※2 (略)

( b ) (略)

### (1) 回轉翼航空機

(a) 一等航空整備士の業務範囲に該当する型式

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
(略)		
富士ベル式 204-B型	ベル式 204-B型 同 204-B-1型	B204

「航空従事者技能証明の限定について」一部改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
	同 205B型 富士ベル式 204-B型 同 204-B-2型 同 205B型 同 205A型 ベル式 212 型(※1) (略)			同 205B型 富士ベル式 204-B型 同 204-B-2型 同 205B型 同 205A型 ベル式 212 型(※3) (略)	
(略)			(略)		
アエロスパシアル式SA330 型 (※2)	アエロスパシアル式SA330F型 同 SA330J型 同 AS332L型 同 AS332L1型 ユーロコプター式 AS332L2型 エアバス・ヘリコプターズ式 AS332L1 型 (AHCAS装備)	SA330	アエロスパシアル式SA330 型 (※4)	アエロスパシアル式SA330F型 同 SA330J型 同 AS332L型 同 AS332L1型 ユーロコプター式 AS332L2型 エアバス・ヘリコプターズ式 AS332L1 型(AHCAS装備)	SA330
(略)			(略)		

(削除)

(削除)

※3 本項のベル式212 型は、等級が陸上単発タービン機であるものに限る。

※4 アエロスパシアル式S A330 F型と限定した技能証明については、アエロスパシアル式S A330 型として取り扱う。

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
アエロスパシアル式 S A365 型	アエロスパシアル式 S A365C型 同 S A365N型 同 S A365C 1型 同 S A365N 1型 同 A S365N 2型 同 A S365N 3型	S A365
(略)		

※1 本項のベル式212 型は、等級が陸上単発タービン機であるものに限る。

※2 アエロスパシアル式S A330 F型と限定した技能証明については、アエロスパシアル式S A330 型として取り扱う。

限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
アエロスパシアル式 S A365 型	アエロスパシアル式 S A365C型 同 S A365N型 同 S A365C 1型 同 S A365N 1型 同 A S365N 2型 同 A S365N 3型	S A365
(略)		

(新設)

(新設)

「航空従事者技能証明の限定について」一部改正案 新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(b) 国土交通大臣が指定する型式			(b) 国土交通大臣が指定する型式		
限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式	限定する型式	限定する型式に該当する航空機の型式	技能証明書の 限定事項に 記載される型式
(略)			(略)		
<u>LIFT式 HEX</u> <u>A 2.0型</u>	<u>LIFT式 HEXA 2.0型</u>	<u>HEXA</u>	<u>(新設)</u>		
<p><u>注</u> 本通達に規定されている型式のうち、製造社名のみが変更となっている型式については、同様の機種として読み替えを行う。</p>			<p><u>※</u> 本通達に規定されている型式のうち、製造社名のみが変更となっている型式については、同様の機種として読み替えを行う。</p>		